

## 一定の症状の内容

### 1. 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合

次の①～③のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
① 次のいずれにも該当すること。 イ 摂氏39.0度以上の発熱があること。 ロ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。 ハ 口腔内等（※）に水疱等（※）があること。  ※ 鹿の場合は、イ・ハに該当すること。	<input type="checkbox"/> 蹄疫
② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。	
③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。  ※ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等蹄疫以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。	

※ 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※ 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。）